

葛飾区新庁舎整備基本計画

平成 29 年 7 月
葛飾区

目 次

はじめに

第1章 新庁舎整備基本計画の位置付け

- 1 背景.....6
- 2 新庁舎整備基本計画の目的.....7
- 3 これまでの検討経緯.....7

第2章 新庁舎整備の基本方針

- 1 便利で快適な区民サービス..... 10
 - (1) 窓口サービスの向上..... 11
 - (2) ICT技術を活用した便利な区民サービスの提供..... 16
 - (3) 区民との協働を支える機能の強化..... 21
- 2 防災機能の強化..... 23
 - (1) 大規模災害時にも継続的に使用できる耐震性、耐水性の確保、強化..... 24
 - (2) 災害時におけるインフラ設備の機能強化..... 26
 - (3) 災害対策本部機能の強化..... 28
- 3 地球温暖化対策のモデルとなる庁舎..... 29
 - (1) 環境整備の方向性..... 29
 - (2) 環境整備における取組みの方針..... 31
 - (3) 具体的な取組項目..... 32

第3章 基本的条件

- 1 最優先候補地..... 38
 - (1) 計画地..... 38
 - (2) 立石駅北口地区第一種市街地再開発事業の概要..... 39
 - (3) 都市計画で想定する建築物のイメージ..... 40
- 2 新庁舎の規模..... 41
 - (1) 規模設定の基本条件..... 41
 - (2) 庁舎の全体規模..... 41
- 3 駐車場、自転車駐車場等..... 42
 - (1) 駐車場整備台数..... 42
 - (2) 自転車、バイク駐車場整備台数..... 42

第4章 施設整備計画

- 1 誰にでもわかりやすく、安全な動線の確保..... 44
 - (1) 総合案内までのスムーズな動線の整備..... 45
 - (2) 総合案内等の配置の工夫..... 45
 - (3) 十分なエレベーター、エスカレーター等の確保..... 46
 - (4) 誰にでもわかりやすいサイン等の整備..... 50
 - (5) お客様動線と作業動線の分離..... 52
- 2 セキュリティ管理機能の強化..... 53
 - (1) セキュリティ機能の強化策..... 53
 - (2) 公文書の保管..... 55

| | |
|--------------------|----|
| 3 空間計画..... | 56 |
| (1) 庁舎空間の範囲..... | 56 |
| (2) 庁舎全体の基本配置..... | 56 |
| (3) ゾーン別空間計画..... | 56 |
| 資料編----- | 61 |
| 用語解説----- | 77 |

はじめに

高度経済成長期に建築、建設された公共施設の老朽化に対する対応は、本区のみならず、多くの自治体の共通の課題となっております。本区においては、計画修繕等により施設の長寿命化を図るとともに、必要な更新にも着実に取り組んでまいりました。例として、学校、子育て支援施設等では、計画的に改築等を進めております。

一方で、区民サービスの向上の観点から、公共施設を使いやすく、時代にあったものにする効果的、効率的な施設活用にも取り組んでいます。新たなサービスへの転用や複合化等の検討を進めるとともに、内外装、設備の適切な修繕や必要な備品の更新等により、施設の機能向上を図っています。

総合庁舎につきましては、区民サービスや防災機能の向上を図るため、次の大規模改修の時期や、資金の準備等を考慮し、本館、議会棟が築 60 年を迎える時期を目途に、立石駅北口地区への移転に向けた準備を進めています。

同地区での市街地再開発事業の進捗を踏まえ、再開発建築物の設計に向け、必要な整備方針を整理したものが、この「新庁舎整備基本計画」です。

今後も、同再開発事業の進捗を捉えながら、本計画で示した「便利で快適な区民サービス」、「防災機能の強化」、「地球温暖化対策のモデルとなる庁舎」という 3 つの基本方針を踏まえ、「区民第一」の視点を大切にしながら、時代の変化に対応する柔軟な庁舎の整備に向けた検討を進めてまいります。

平成 29 年 7 月

葛飾区長

青木克徳

第 1 章 新庁舎整備基本計画の位置付け

第1章 新庁舎整備基本計画の位置付け

1 背景

現在、本区では 450 を超える施設を保有しています。その多くは、昭和 40 年代から 50 年代に建築されたもので、建物や設備の老朽化により、一斉に更新時期を迎えることが見込まれます。このため、区民サービスの向上と合わせて、公共施設のあり方を検討するとともに、計画的に改築、改修、修繕を行う等、公共施設の効果的・効率的な活用に取り組んでいます。

総合庁舎についても、本館、議会棟は昭和 37 年の建築であり、既に 55 年を経過し、老朽化が確実に進行しています。また、建物の構造により確保できない視認性、サービス提供スペースの狭あい化、不十分なバリアフリーやプライバシー対応等、現在の総合庁舎には解消しなければならない課題が多くあります。これらの課題の解消とともに、窓口サービスを利用するうえでの利便性の向上、これからの区役所に求められる災害対策機能等を総合的に検討した結果、新たな総合庁舎の整備に向けた準備を進めることとしました。

平成 26 年 10 月には、整備の基本的な方向性をまとめた「葛飾区総合庁舎整備基本構想」を策定し、新たな総合庁舎整備の理念を「安心・安全を支える おもてなしサービスの拠点」と定め、備えるべき機能や規模の目安を整理するとともに、立石駅北口地区の市街地再開発事業による建築物に移転することを最優先に整備に向けた検討を進めることとしました。

新たな総合庁舎整備の理念

安心・安全を支える
おもてなしサービスの拠点

2 新庁舎整備基本計画の目的

この新庁舎整備基本計画では、新庁舎整備の基本方針や市街地再開発事業による建築物の設計の開始に向けて、必要な整備方針を整理します。

3 これまでの検討経緯

| 年 度 | 年 月 | 内 容 |
|------------|-------------------|--|
| 平成 19年度 | 平成 20年 2月 | 葛飾区総合庁舎整備基金条例の制定 |
| | 平成 20年 3月 | (補正予算で 1 億円を積立て) |
| 平成 20年度 | 葛飾区総合庁舎建築・設備劣化等調査 | |
| | 平成 21年 3月 | 葛飾区総合庁舎建築・設備劣化等調査について、区議会総務委員会へ結果報告 (補正予算で 1 億円を積立て) |
| 平成 21年度 | 葛飾区総合庁舎整備手法検討調査 | |
| | 平成 22年 3月 | 葛飾区総合庁舎整備手法検討調査について、区議会総務委員会へ結果報告 (補正予算で 1 億円を積立て) |
| 平成 22年度 | 平成 22年 7月 | 葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会での検討を開始 |
| | 平成 23年 3月 | (補正予算で 15 億円を積立て) |
| 平成 23年度 | 平成 23年 11月 | 葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会とりまとめを区長へ報告 |
| | 平成 23年 12月 | 葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会の検討結果を区議会総務委員会へ報告 |
| | 平成 24年 3月 | (補正予算で 15 億円を積立て) |
| 平成 24年度 | 平成 25年 3月 | (補正予算で 15 億円を積立て) |
| 平成 25年度 | 平成 26年 3月 | (補正予算で 15 億円を積立て) |
| 平成 26年度 | 平成 26年 10月 | 葛飾区総合庁舎整備基本構想策定 |
| | 平成 27年 3月 | (補正予算で 15 億円を積立て) |
| 平成 27年度 | 平成 27年 12月 | 「立石駅北口地区市街地再開発事業による建築物を新庁舎移転先とする場合の形状確認のための仮レイアウト作成基準」を区議会総務委員会へ報告 |
| | 平成 28年 3月 | (補正予算で 15 億円を積立て) |
| 平成 28年度 | 平成 28年 6月 | 「(仮称) 新庁舎整備基本計画の策定に向けた検討状況」及び「立石駅北口地区市街地再開発事業による建築物を総合庁舎移転先とする場合の移転要件」を区議会総務委員会へ報告 |
| | 平成 29年 3月 | (補正予算で 15 億円を積立て) |

